

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度  
(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)

\*\*\* 応募・申請の手引き \*\*\*

令和7年5月

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課

## 1 認定制度の目的と概要

平成16年11月に地方自治法施行令の一部が改正され、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として知事の認定を受けたベンチャー・中小企業等が、新商品として生産する物品については、一定の手続きのもと、随意契約ができるとの規定が追加されました。

県では平成17年に、新事業分野の開拓に取り組む県内ベンチャー・中小企業の方を「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定し、県内産業の活性化を図るため、「滋賀県新商品の生産による新事業分野開拓者認定制度(滋賀県新商品パイオニア認定制度)」を創設しました。平成27年には地方自治法施行令の一部が改正されたため、「新役務の提供」についても認定の対象としています。

## 2 認定によるメリット

本制度の認定を受けると、以下のメリットがあります。

- ① 「新商品生産等による新事業分野開拓者」として、生産する新商品や提供する新役務とともに県ホームページ等で公表され、PR効果が期待できます。
- ② 県で当該新商品等を購入する際、通常の入札制度によらない随意契約による購入が可能となります。

※ただし、認定自体が、新商品等の随意契約による購入を約束するものではありません。

- ③ 認定を受けた新商品等について、他の事業者と連携し改良を図り、更なる新商品等の開発を行う場合、「中小企業経営革新等応援事業補助金」の「パイオニア認定制度枠」に申請することが可能となります。

※ただし、認定自体が、補助金の交付を約束するものではありません。

## 3 手続きフロー

### ①県による認定事業者の募集

今年度の募集は、令和7年5月26日(月)～令和7年6月20日(金)までです。

### ②申請書の作成、必要資料の準備

申請書は、ホームページからダウンロードできます。

### ③申請書類の提出

募集期間内に郵送(募集期間内必着)、メールのいずれかで提出してください。

メール提出の場合は、事前にご連絡ください。

提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

### ④審査会での審査

有識者等で構成する審査会において、商品等の新規性等の審査を行います。

※審査会当日は申請者にヒアリングを実施いたします。(7月下旬から8月下旬頃予定)

#### ⑤知事の認定

審査会での審査結果を踏まえ、知事が認定します。

認定期間は、認定の日から起算して2年間です。

※上記の審査会終了後、速やかに(約 1 か月程度以内)に認定を行う予定ですが、事情により遅れることがありますので、ご了承願います。

#### ⑥県による認定事業者の公表

認定した事業者は対象となる新商品等とともに県のホームページ等で公表します。

#### ※「中小企業経営革新等応援事業補助金」の「パイオニア認定制度枠」について

- 認定を受けた新商品等について、他の事業者と連携し改良を図り、更なる新商品等の開発を行う場合に、販路開拓事業(「展示会への参加」、「販路開拓等に関する調査・指導・研修事業」、「新商品等の販路開拓等のための広報事業」)および新商品等市場化事業(商品化のための「試作、改良、実験、品質検査事業」、「デザイン等の改善事業」等)に要する経費について補助するもので、補助率は補助対象経費の3分の2以内、補助限度額は100万円です。
- 補助金の内容は<別添>(7~8ページ)のとおりです。

### 4 令和7年度滋賀県新商品等パイオニア認定制度募集内容

#### (1) 対象となる方

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- ① 県内に主たる事業所(会社の場合は本店として登記された事務所をいう)を有する中小企業、企業組合、協同組合等の方(中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定する者)
- ② 新商品の生産または新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする方

#### (2) 対象となる商品・役務

次のいずれにも適合する商品または役務を対象とします。

- ① 既存の商品・役務とは別個の範ちゅうに属するもの、または既存の商品・役務と同一の範ちゅうに属するものであっても著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範ちゅうに属するもの  
→新規性(発売後5年以内)、先進性、独自性が認められるもの
- ② 事業活動にかかる技術の高度化もしくは経営の能率の向上または住民生活の利便の増進に寄与するもの  
→社会的有用性が認められるもの
- ③ 県での使用が見込まれるもの  
→但し、医薬品のほか、食品および工事資材は除きます。

※本制度は、自社で製造・開発した商品・役務を対象としているため、新商品・新役務の製造・開発元ではない事業者(販売代理店等)からの申請は対象外です。

※製造を他社(県外を含む)へ委託している場合でも、自らが企画・製造し、自社商品として販売する場合は対象です。

※役務とは、各種サービスの提供のほか、発注者の仕様により生産・提供されるものをいい、その主たる部分を自らが提供するものが対象です。

(3) 募集期間

令和7年5月26日(月)から令和7年6月20日(金)まで

(4) 申請書類

① 新商品生産等による新事業分野開拓者認定申請書(所定の様式)

② 登記事項証明書(写し)

※法人のみ提出してください。なお、提出時に発行後3カ月を経過していないものに限りま  
す。

③ 直近2年分の財務諸表(貸借対照表および損益計算書)

※創業間もない事業者でこれらの書類が準備できない場合にあっては、創業後の事業内容  
等の概要を記載した書類。

④ 暴力団等に該当しない旨の誓約書

⑤ 役員名簿(法人または団体の場合)

⑥ 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書

⑦ 新商品等に関するパンフレットまたは写真

(5) 申請方法および提出・問い合わせ先

① 申請方法

募集期間内に、申請書類を郵送、メール(募集期間内必着)のいずれかで提出して下さい。

※メールの場合は、事前にご連絡ください。

② 提出・問合せ先

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 活性化推進係

〒520-8577

滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県庁東館 3階

電話:077-528-3733/FAX:077-528-4871

メール:[fb00@pref.shiga.lg.jp](mailto:fb00@pref.shiga.lg.jp)

URL:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/17972.html>

(6)よくあるご質問

Q1:認定を受ける具体的なメリットは何ですか。

A1:優れた新商品や新役務を生産・提供しているにも関わらず、実績不足等によりなかなか公共機関での調達に繋がらないベンチャー・中小企業等が、この認定を受けることにより、認定を受けた新商品・新役務について、随意契約による県からの受注が可能となることが本来的なメリットになります。よって、具体的に県の個別部局から引き合いの見込みがある新商品・新役務があれば、認定を受けていただくと大きなメリットに繋がります。

また、令和7年度から、認定を受けた新商品等について、他の事業者と連携し改良を図り、更なる新商品等の開発を行う場合、販路開拓・市場化に要した経費の一部を補助する制度が開始されました。認定を受けた新商品・新サービスに係る展示会への出展、広報に係る経費やブランド強化のための試作、改良、実験、品質検査、デザイン等改善、市場調査に係る経費の補助が受けられるようになります。(補助率3分の2・補助上限額100万円)

※認定後に別途補助金申請等の手続きが必要です。

※補助金の申請が多数となった場合、希望どおりの交付とまらない場合があります。

Q2:認定を受けたことを、カタログに記載することや一般向けのセールス時にアピールすることは可能ですか。

A2:認定を受けた新商品・新役務の販売に付随するものであれば、問題ありません。販路開拓につながるよう県でも、HP等により認定した新商品・新役務の広報・周知を行います。なお、認定により県が品質や安全性、性能、知的財産権等を対外的に保証・付与するものではありません。これらについては、事業者の責任において必要な検査・手続を実施してください。

Q3:「役務の提供」とは、どういう意味ですか。

A3:「サービスの提供」とお考えください。なお、サービスの提供に付随して一部物品の納入を伴っても構いません。

Q4:「商品」の例、「役務」の例をそれぞれ例示ください。

A4:商品…購入することで機能・効能が誰でも一律に得られる物品。既製品。

役務…物品の納入を伴わない各種サービスの提供のほか、発注者のオーダー等によりカスタムされた物品の納入を伴うサービスの提供(ASPサービスなど)

Q5:発売後5年以内であれば、新規性があるという条件を満たしますか。

A5:発売後5年以内(申請時)であることは最低限求められる条件であり、これに加え、現状の市場において、その商品や役務が新規性、先進性、独自性を有していることをお示しいただく必要があります。

Q6:これまで認定をうけた新商品・新役務について、再申請することはできますか。

A6:再申請時点で発売後5年以内であれば可能です。ただし、A5にもあるとおり、その商品・役務が現状の市場において、なお新規性、先進性、独自性を有していることをお示しいただく必要があります。

Q7:「社会的有用性がある」とはどのようなことを指すのですか。

A7:購入者等が使用・利用することにより、業務や生活における能率の向上や、利便性・安全性の増進などが具体的に図られるようなことを指します。

<別添>

## 「中小企業経営革新等応援事業補助金」の「パイオニア認定制度枠」について

### (1) 対象となる方

- (1) または(2)に該当するもの。ただし、(2)に該当する者については、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に規定する、新商品の生産または新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者(以下「新商品生産等による新事業分野開拓者」という。)に係る新商品または新役務の提供として知事の認定を受けたものについて、(1)に該当する者と同時に事業計画書の提出を行う場合に限る。
- (1) 新商品生産等による新事業分野開拓者として知事の認定を受けた中小企業者等であって、当該認定を受けた商品または役務について、他の中小企業者等(本県に事務所または事業所を有する者であって、本県において事業を行おうとするものおよび当該認定を受けた中小企業者等と会社法第2条第3項および第4項で定める親会社および子会社の関係でない者)に限る。以下「県内等中小企業者等」という。)と連携し改良を図り、更なる新たな商品または役務の開発を行おうとするもの
- (2) 新商品生産等による新事業分野開拓者として知事の認定を受けた中小企業者等と連携し、当該認定を受けた商品または役務に係る改良および新たな商品または役務の開発に資する取組を行おうとするもの(県内等中小企業者等に限る。)

### (2) 補助対象経費および補助率

次に示す補助対象事業のうち、知事が適当と認める事業を交付対象とします。

事業区分	経費区分	補助対象経費内容
①販路開拓事業	謝金	専門家謝金
	旅費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	展示会等出展料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、広告宣伝費、通訳・翻訳料、受講料、保険料
	委託費	コンサルタント費、市場調査費、品質検査費
②新商品等市場化事業	謝金	専門家謝金
	旅費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	原材料費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料
	委託費	コンサルタント費、製造・改良等委託費、産業財産権等取得委託費、試験分析等委託費
補助率等	補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額は100万円以内とする。ただし、補助金の交付は、認定された新商品・新役務につき、1回限りとする。	

※申請多数となった場合、申請どおりの交付とならない場合があります。

①販路開拓事業

- (a) 展示会への参加  
販路開拓のための展示会等への参加
- (b) 調査・広報等
  - ア 販路開拓等に関する調査、指導、研修事業
  - イ 新商品等の販路開拓等のための広報事業
- (c) その他販路開拓事業として知事が適当と認めた事業

②新商品等市場化事業

- (a) 認定を受けた新商品・新役務のブランド強化に関する事業
  - ア 新商品・新役務の商品化のための試作、改良、実験、品質検査事業
  - イ 新商品・新技術の商品化のためのデザイン等の改善事業
  - ウ 新商品・新役務の求評事業
- (b) その他新商品等市場化事業として知事が適当と認めた事業